

海 外

国 際 機 関

◇B I S 総支配人の更迭

B I S (国際決済銀行)は11月13日、明年4月末をもって退任する Günther Shleiminger 総支配人(81年3月就任、55年12月号「要録」参照)の後任として、Alexandre Lamfalussy 現副総支配人(同)が昇格する旨発表した(なお、副総支配人には R.T.P. Hall 現銀行局長が就任の予定)。

米 州 諸 国

◇米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は11月21日、ニューヨーク連銀等傘下9地区連銀が公定歩合を0.5%引下げ8.5%とし、同日から実施することを承認した旨発表した(残る3連銀のうちボストン、アトランタ両連銀は11月23日、クリーブランド連銀は11月26日に引下げを実施)。

公定歩合変更は、本年4月9日の引上げ措置(8.5%→9.0%)以来7ヵ月振りのものであるが、引下げ措置としては82年12月14日(9.0%→8.5%)以来1年11ヵ月振りである。

今回の措置に関し、同理事会では「 $M_1 \cdot M_2$ の伸び率が目標値の下限近辺で推移していること、景気拡大テンポが鈍化していること、物価が最近数ヵ月比較的安定しているうえ賃金・コストも落ち着き傾向にあること、ドル相場が強調を続けていること等にかんがみて実施することとした」とコメントしている。

◇米国財務省、税制改革案を大統領に提出

米国財務省は11月26日、税制改革案(Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth)をレーガン大統領に提出した。これは、レーガン大統領が本年1月の一般教書において、①税制の大幅簡素化、②納税者の負担公正化、③課税基盤の拡大、④個人税率の引下げ等を内容とする税制改革案の策定を財務省に要請した旨明らかにしていたものである。なおレーガン大統領は、本改革案をもとに今後さらに検討を加え、明年初一

般教書で最終案を発表する予定とされている。

本改革案の概要は次のとおり。

1. 個人所得税関係

- (1)現行税制では14階層に分かれている 税率区分(税率は最低11%~最高50%)を税率15%、25%、35%の3階層に統合(下表参照)。
 - ①個人控除(基礎控除、配偶者控除、扶養者控除)を1,090ドルから2,000ドルに引上げ。
 - ②最低課税所得を単身者の場合は現行2,510ドルから2,800ドルに、共同申告の場合は3,710ドルから3,800ドルに、世帯主申告の場合は2,510ドルから3,500ドルにそれぞれ引上げ。
 - ③税率区分、個人控除、最低課税所得の物価調整は継続。

現行法と改正案の税率比較(世帯主申告のケース)

課税所得	現行税率	改革案
2,510ドル未満	0%	} 0%
2,510~ 4,800	11	
4,800~ 7,090	12	
7,090~ 9,490	14	
9,490~ 12,880	17	
12,880~ 16,370	18	} 15
16,370~ 19,860	20	
19,860~ 25,650	24	
25,650~ 31,430	28	
31,430~ 37,210	32	
37,210~ 48,780	35	} 25
48,780~ 66,130	42	
66,130~ 89,270	45	
89,270~ 118,190	48	
118,190超	50	

- (2)主たる住宅にかかる住宅ローン金利の所得控除については現行通り継続されるが、セカンドハウス等その他の住宅や消費者ローン金利については、年間ネット利払額で5,000ドルを控除の上限として設定。
- (3)慈善事業寄付金に係る所得控除の適用範囲を縮小、また、失業保険給付金に対する課税控除を撤廃。
- (4)上記措置により、個人の税負担は平均8.5%、限界税率も平均20%程度低下する計算。

2. 法人税関係

- (1)現在累進制となっている法人税率(最高46%)を33%に一歩化。
- (2)加速度償却制度を撤廃し、通常の減価償却方式に戻す(56年9月号「要録」参照)。
- (3)投資税額控除の撤廃(同上)。
- (4)エネルギー産業及び金融機関に対する優遇税制の撤

廢。

3. その他

- (1)個人の配当所得に対する非課税制度(上限 100 ドル)を撤廃。但し、企業収益と配当金への二重課税を防止するため、企業の支払配当の一部を法人の課税所得から控除。
- (2)地方債に対する利子非課税の特典は教育や道路建設等公共目的(Public Purpose)で発行されるものみに限定。

欧州諸国

◇EC委員会、年次経済報告を発表

EC委員会は10月29日、年次経済報告(Annual Economic Report 1984—85)を発表した。本報告の概要は以下のとおり(別表参照)。

(1)景気

84年のEC域内経済は、輸出の好伸(実質GDPベース、前年比+6.4%)と設備投資・在庫投資の持直し(総固定資本形成同+3.2%、在庫投資の実質GDP成長率寄与度+0.5%)を背景に回復軌道をたどり、実質GDP成長率は前年比+2.2%と前年(+0.9%)をかなり上回る見込み。

また85年も、輸出・設備投資の増勢持続(輸出+5.5%、総固定資本形成+3.6%)に支えられ84年並みの成長率(+2.3%)を維持する見通し。

(2)雇用

生産増加を映じ一部加盟国(英国、イタリア、デンマーク、ギリシャ等)で今後就業者数が増加に転じるとみられるが、EC全体としての失業率は、85年を通じてもなお上昇傾向をたどる公算(84年11.0%→85年11.5%)。

(3)物価

84年の物価は、労働生産性の向上と賃金上昇率の鈍化に伴う労働コストの着き等から鎮静傾向をたどった(個人消費デフレーター、前年比+5.1%)。85年についても引続き労働コストの着きが見込まれるほか、為替相場が安定し輸入物価上昇圧力が軽減すると予想されることから、物価上昇率はさらに低下する見通し(個人消費デフレーター、同+4.2%)。

(4)貿易・経常収支

84年のEC諸国の国際収支は、輸出の増大にもかかわらず、加盟国通貨の対米ドル相場下落に伴う交易条件の悪化から、全体としては小幅の改善にとどまる見

込み(貿易収支は140億ドルの黒字、経常収支はほぼトントン)。85年は、米ドル相場の一段高は想定し難いことから貿易・経常収支とも改善の見通し(貿易収支は240億ドルの黒字、経常収支は対GDP比で+0.4%)。

EC経済見通し

(単位・%、*印は前年比)

	83年 (実績)	84年		85年		
		当初見 通し (83/ 10月)	前回見 通し (84/ 6月)	今回見 通し	前回見 通し (84/ 6月)	今回見 通し
実質GDP 成長率*	+ 0.9	+ 1.5	+ 2.2	+ 2.2	+ 2.1	+ 2.3
個人消費デ フレーター*	+ 6.2	+ 5.6	+ 5.1	+ 5.1	+ 4.5	+ 4.2
失業率	10.6	10.9	11.1	11.0	11.4	11.5
マネーサ プライ増加率*	+10.0	+ 7.8	+ 8.5	+ 8.0	+ 7.8	+ 7.2
財政収支 (対GDP 比率)	△ 5.5	△ 4.7	△ 5.2	△ 5.4	△ 4.6	△ 4.8
経常収支 (同)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.7	0.4

◇西ドイツ経済専門委員会、恒例の年次報告を発表

西ドイツ経済専門委員会(通称5賢人会、連邦政府の諮問機関、委員長 Olaf Sievert ザールブリュッケン大学教授)は11月23日、恒例の年次報告を政府に提出した。本報告の要旨は以下のとおりであるが、来年の西ドイツ経済について5大経済研究所共同見通し(59年11月号「要録」参照)よりも楽観的な見方を打出している点特徴的である。

1. 経済情勢

西ドイツの景気は内外の好条件に恵まれて明85年も引続き拡大過程をたどり、実質経済成長率は+3%と本年(実績見込み+2.5%)を上回る見通し。これを支えるのはまず第一に設備投資。すなわち、最近における企業収益の好調持続とそれに伴う自己資金比率の改善、設備稼働率の上昇等に加え、このところ近代化・合理化投資意欲の高まりもあって企業の設備投資は活発化しており、85年は前年比+10%の伸びとなる見通し。また輸出についても、米国景気の減速が見込まれるにしても主要輸出先の欧州諸国において設備投資中心にむしろ景気拡大テンポが速まる見通し(EC諸国の実質成長率、本年+2%→85年+2.5%)にあることなどから全体としてはほぼ本年並みの高い伸びとなる公算(+6.5%)。ただ建設投資は本年初来民間住宅建設需要の落込みを主因に不振が目

立ってきており、85年もほとんど期待薄。

85年の雇用情勢は、若年層の労働市場への新規参入が続くものの成長率が高まることから幾分改善し、失業者数も減少に転ずるとみられるが、なお2百万人を上回る高水準の失業が続く公算。

一方物価情勢は、今後更に改善する可能性が高く、85年の消費者物価は前年比+2%程度の上昇率にとどまる見込み。こうした物価の着きは今後着実な景気拡大を維持していくうえで重要な前提条件をなすものであり、成長持続を通じてひいては失業問題解決にも寄与しよう。

2. 政策提言

(1)財政に関しては、今後も財政支出の伸びを名目GNPの伸び以下に抑制し、財政再建努力を続けていくことが肝要。なお現在予定されている所得税減税は適切な政策措置と評価できるが、その規模は経済成長促進のためにはなお不十分であり、減税規模をもっと増やして租税負担率の上昇に歯止めをかけることが必要。

(2)労働面に関する問題については、①今後労使とも労働時間の一層のフレキシブル化に向けての方策を探るべきであるほか、②賃上げ率は生産性の上昇の範囲内にとどめることが重要であり、労働者側は雇用拡大のためには場合によって実質賃金の減少も甘受する必要がある。

(3)金融政策運営については、物価の安定基調持続から現在のところ格別な問題はなく現在達成されている経済バランスの安定を引続き維持していくことが肝要。

中央銀行通貨量の目標値設定にあたっては、先行き1年だけでなく数年間を対象とし、これによりブンデスバンクが重視しているのは中期的な通貨量の伸び率であることを明示してはどうか。なお現時点で適切と思われる

中期的な中央銀行通貨量の伸び(年率)は、中期的に望まれる名目成長率に等しい+4.5%(場合によっては+5%)。

◇西ドイツ連邦議会、85年度連邦予算案を可決

西ドイツ連邦議会は11月30日、85年度の連邦予算案を可決した(本予算案は今後連邦参議院の承認を経て来年初に発効の予定)。今次予算案の内容をみると、本年7月に発表された政府原案(84年7月号「要録」参照)に比べると、①歳出総額が国防費、政府保証関連費を中心に9億マルク削減(2,593億マルク)されている一方、②歳入面では、ブンデスバンク納付金が20億マルク上方修正(125億マルク)された反面、税収総額が最近の物価鎮静傾向を背景に40億マルク下方改訂された(2,077億マルク)ことから全体で19億マルク減少しており、③この結果財政赤字額は10億マルク拡大している(250億マルク)。

85年度連邦予算の概要

歳出 2,593億マルク(前年度予算比+0.9%)
 歳入 2,343億マルク(前年度予算比+4.8%)
 財政赤字 250億マルク(前年度予算比+86億マルク)

なお、同時に発表された84年度連邦財政収支実績見込みによれば、厳しい歳出抑制方針(歳出予算額2,571億マルク→同実績見込み2,520~2,530億マルク)を映じて財政赤字は当初予算(336億マルク)比大幅に縮小し300億マルク以内にとどまると見込まれている。

◇フランス、為替管理を緩和

1. フランス経済財政予算省は11月14日、為替管理を以下のとおり緩和し、即日実施する旨発表した。

(1)居住者の国外送金規制の緩和

1人当りの国外送金限度額を3ヵ月当り1,500フランから1ヵ月当り1,500フランに緩和。

(2)EC諸国向け直接投資に係る規制の緩和

フランス企業のEC諸国向け直接投資に係る外貨借入れ(期間2年以上)比率規制を当該投資額の75%から同50%に緩和。

(3)EC諸機関のフランス国内における債券発行促進

EC諸機関がフランス国内で発行するECU建て債券に限り、居住者の外国証券取得規制(注)の適用を免除。

(注) 現在、居住者が外国証券を取得する際は、証券外貨取引市場で調達した外貨(証券外貨<devises-titre>と称され、通常の外貨よりも割高となっている)をもって決済するよう義務づけられている。

2. 本件に関し経済財政予算省では次のようにコメントしている。

経済専門委員会の経済見通し

(前年比%、カッコ内は)
5大経済研究所見通し)

	84年	85年
実質GNP	2.5(2.5)	3.0(2.0)
個人消費	1.0(1.0)	2.5(1.5)
政府消費	1.0(0.5)	1.0(0.5)
機械・設備投資	0.5(1.0)	10.0(5.0)
建設投資	1.0(3.5)	△0(△0.5)
輸出	7.0(7.0)	6.5(6.0)
輸入	5.5(6.0)	6.5(4.0)
消費者物価	2.5(2.5)	2.0(2.0)

① 今次措置は、最近における国際収支の改善傾向にかんがみて決定したものであり、政府としては今後とも情勢を見極めながら漸進的に為替管理の緩和を進めてゆく方針にある。

② 特に上記(3)の措置は、フランス政府としてはECUがドル・円と並ぶ主軸通貨となることを望んでおり、そのためにはECUの使用を広める必要があるとの考え方から実施するものである。

◇フランス銀行総裁交替

フランス政府は11月14日、de La Genière フランス銀行総裁(79年11月就任、54年12月号「要録」参照)を更迭し、Camdessus 現同行第1副総裁(本年8月就任)を後任に充てる旨決定した。なお、同時に、同行第1副総裁には Wäizenegger 現同行第2副総裁が昇格、また第2副総裁には Lagayette 前経済財政予算相官房長が就任した。

新総裁の略歴は以下のとおり。

Michel Camdessus 総裁

1933年	フランス南西部パヨヌ市に出生
60年	国立行政学院(ENA)卒業
61年	大蔵省(現経済財政予算省)入省
66~68年	EC代表部に出向
68~84年	大蔵省国庫局勤務(82年以降局長)
84年8月	フランス銀行第1副総裁に就任

◇フランス政府、85年中の価格規制方針等を発表

1. フランス政府は11月19日、85年のインフレ抑制目標(12月の前年同月比+4.5%)を達成するため、85年中も引続き政府・業界間の協定に基づき価格規制を実施する旨発表した(国家物価委員会〈Comité Nationale des Prix〉は同日本方針を承認)。85年における規制の概要は以下のとおりであるが、①各業界の価格引上げ限度を84年に比べ引下げ(84年+4~4.5%→85年+3%程度)している一方、②価格規制撤廃を求める経済界の要望を汲んで価格自由化品目を拡大している点が特徴となっている。なお、経済財政予算省では、「政府としては、競争条件の回復等を眺めながら漸次価格自由化を進めてゆく方針にあるが、今後の自由化進展ペースは企業の行動いかに大きく依存している」とコメントしている。

(1)工業製品価格規制

イ. 政府・業界間の協定に基づき価格(工場出荷段階)引上げ幅を+2.7~3%の範囲内にとどめることとする。但し、協定が成立しない品目については84年末現在の価格で凍結。

ロ. 一方、価格自由化品目を現行の全工業製品の65%から71%に拡大する(電線・プラスチック製品等の中間財、家電製品・食品等の消費財が85年初以降自由化される予定)。

(2)サービス価格規制

イ. 政府・業界間の協定に基づき価格引上げ幅を+3~5%の範囲内に収めることとする。但し、協定が成立しない品目については価格引上げ幅を+3%(4月15日および10月15日に各+1.5%引上げ)以下に抑制。

ロ. 一方、貨物輸送等業界内の競争が十分に確保されている10品目については85年6月末までに価格を自由化。

(3)商業(卸売・小売・輸入)マージン規制

政府・業界間の協定に基づいてマージン率を決定。但し、協定が成立しない業界については84年中と同様の規制(総売上高に対するマージン率を年平均で81年比2%低い水準に抑制)を継続する。

2. また政府は12月5日、来年度の賃金政策等についても次のような基本方針を発表した。

① すべての賃金引上げは、84年と同様、予想される物価上昇率に基づき事前に決めることが必要である。

② 自営業者の収入増加率も物価上昇率を上回らぬことが必要である。

③ こうした原則に沿って、公共部門の賃上げについても、予想される物価上昇率の範囲内に抑えるべく交渉を進めることとする。

④ 公共料金の引上げは政府のインフレ抑制目標の範囲内にとどめることとする。

◇フランス、企業等の債券発行規制を緩和

フランス政府は11月26日、企業および地方公共団体の債券発行規制を緩和し、1件当たり発行額5億フラン未満のものは政府の事前認可を要しないこととした(従来は2億フラン未満)。本措置につき政府では、「企業、特に中小企業の資金調達順便化を狙ったもの」とコメントしている。

◇イタリア、政府証券利子非課税制度を一部修正

イタリア政府は11月27日、法人企業が銀行等からの借入れ資金をもって政府証券を購入した場合は、政府証券利子非課税制度の適用を認めないこととする旨決定した(実施は本措置の官報掲載日以降)。本措置につき政府では、「借入れに係る支払利子は損金算入により課税所得から控除できる一方、保有政府証券からの受取利子は非課税であることを利用して、このところ中小銀行や保険

会社を中心に、借入れ資金をもって政府証券を購入するといった動きが広範囲している状況にかんがみ、こうした操作を防止するために実施することとしたものである」と説明している。

なお、該当証券に対する具体的な課税方法は、当該法人企業の借入れ総額のうち、政府証券保有額に見合う分の支払利子については損金算入を認めないというもの。

◇イタリア、為替管理を緩和

1. イタリア貿易省は11月30日、為替管理を以下のとおり緩和する旨発表した(12月1日実施)。

(1) 対外投資に係る規制の緩和

居住者の対外投資に係る現金預託制度(居住者に対し当該投資額の50%〈ただし対外投信基金については25%〉相当額のリラ現金を市中銀行経由でイタリア銀行に無利子預託することを義務付け)を次のとおり緩和する。

イ. E C および O E C D 加盟諸国向け投資……預託率40%

ロ. E C 諸機関の発行する債券の取得(但し1年以上保有する場合)……同30%

ハ. 対外投信基金による外国証券投資(但し当該基金の総資産の10%相当額以内の場合)……同0%

(2) 外国旅行用外貨持出し制限等の緩和

イ. 外国旅行に用いる外国紙幣・リラ紙幣の持出し限度額引上げ

外国紙幣………1人1回当たり30万里ラ相当額→同700 E C U (約100万里ラ)相当額

リラ紙幣………1人1回当たり20万里ラ→同40万里ラ

ロ. 観光目的によるクレジット・カードの国外使用制限(現行1人1回当たり80万里ラ相当額まで)廃止

(3) 輸出入決済に係る規制の緩和

イ. 輸出代金等に係る外貨預金のリラ転換猶予期間延長………7日間→15日間

ロ. 輸入決済用外貨の先行手当可能期間延長………15日間→30日間

2. 本措置につきイタリア銀行では、「E C 域内における資本移動自由化を促進するとの観点から、かねてより為替管理を緩和する方向で検討していたが、今般、① E M S 内においてイタリア・リラが堅調を保っていること、また② フランスにおいて11月央に同様の為替管理規制緩和措置がとられたこと(「要録」別項参照等)にかんがみて実施に踏切ったものである」と説明している。なお、イタリア貿易省では、明年中に一段の為替管理緩和を実施する意向を明らかにしている。

ア ジ ア 諸 国

◇台湾、公定歩合および市中金利を引下げ

台湾中央銀行は11月26日、公定歩合の0.25%引下げを決定、即日実施した。これを受けて銀行公会(わが国の銀行協会に相当)は同日預貸金金利の同幅引下げを行った(ただし、貸出金利の上限は据置き)。本措置は最近における同国の大幅な貿易黒字に対処して景気刺激による輸入拡大を企図して実施されたもの(前回金利引下げは本年5月)。

なお、新旧金利は次のとおり。

	前 改	回 訂	前	59/5月 (前回改訂)	11月 (今回改訂)	一年利・%—
公定歩合						
手形再割引		7.25		7.00		6.75
担保貸付		8.50		8.25		8.00
無担保貸付		10.25		10.00		9.75
輸出前貸		7.00		6.75		6.50
市中金利						
貸付金利						
短期貸付	最低	8.50	最高	8.25		8.00
		10.25		10.00		10.00
中・長期貸付	最低	9.00	最高	8.75		8.50
		11.00		10.75		10.50
預金金利						
当座預金		2.50		2.25		2.00
普通預金		4.75		4.50		4.25
定期預金						
3ヵ月		7.00		6.75		6.50
6ヵ月		7.50		7.25		7.00
1年		8.50		8.25		8.00
2年		8.75		8.50		8.25
3年超		9.00		8.75		8.50

◇香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は11月26日、銀行預金金利の引下げを実施した。これに合わせ英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)はプライム・レートを引下げた。本措置は最近の香港ドル相場の安定と米国金利の低下を背景に採られたもの(8月以降5度目の引下げ)。

なお、新預貸金金利は次のとおり。

	旧	新	一年利・%—
普通預金	6.5	6.0	
定期預金			
3ヵ月	8.0	7.5	
6ヵ月	8.0	7.5	
1年	8.0	7.5	
プライム・レート	12.0	11.5	